

令和5年度

商工優良従業員表彰式のご案内

従業員の志気高揚に大きな効果!!

近江八幡商工会議所会員事業所に永年勤務し、成績優秀な従業員の方を対象とした表彰式典を開催します。従業員の福利厚生、志気高揚の一環として、是非、この機会をご利用いただけたら幸いです。

該当される従業員の方がいらっしゃいましたら、是非、ご推薦いただきますようご案内いたします。

●申請締切日 令和6年2月5日(月)

●開催日時 令和6年3月26日(火) 13:30

●会場 近江八幡商工会議所大ホール

●申請は、FAX(申請書裏面)にて送信または商工会議所までご持参ください。
又、FAXで申請される場合は、必ず送信確認の連絡をお願いします。

近江八幡商工会議所商工優良従業員表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、市内各事業所に永年勤務し、且つ成績優秀な従業員に対し、その勞に報い、これを激励すると共に能率の向上、勤労意欲の高揚を図り、管内商工業の振興発展に寄与することを目的とする。

(被表彰者の資格)

第2条 優良従業員とは、本所会員企業に勤務する従業員であり、勤続年数が10年以上の者、及び30年以上の者とし、次に該当する者をいう。

- (1) 勤務成績優秀で他の模範となるもの。
- (2) 企業の発展に特に寄与したもの。

(推せんの方法及び被表彰者の決定)

第3条 事業主から別に定める申請書により提出されたものは、商工優良従業員表彰審査委員会の審査を経て、会頭がこれを決定する。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、正副会頭・専務理事をもって構成する。

(表彰)

第5条 表彰は、会頭より表彰状及び記念品を贈呈してこれを行なう。

(表彰の時期)

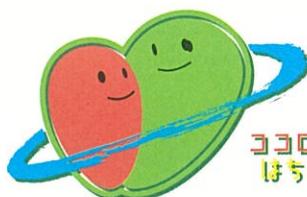
第6条 表彰は、毎年1回3月通常議員総会の席においてこれを実施する。

(表彰実施の要領)

第7条 表彰実施についての具体的要領については別に定める。

近江八幡商工会議所商工優良従業員表彰実施要項

1. 商工優良従業員の表彰については、別に定める表彰規定により行うが、表彰実施については、本要項に定めるところによりこれを行う。
- 2 被表彰者の資格は、表彰規定第2条に定めるところとし、一般表彰(10年以上)及び、特別表彰(30年以上)の2種類とする。
(2)一企業から推薦できる人数は7名以内とする。
- 3 一般表彰者には、賞状及び記念品を贈り、特別表彰者には、日本商工会議所会頭並びに当所会頭連名賞状、及び記念品を贈り、各々その栄を讃える。
- 4 表彰の時期は、毎年3月の通常議員総会の席において実施する。
- 5 表彰に要する経費は、**被表彰者1名につき3,000円の負担金を該当企業から拠出いただき**、記念品の一部に充当すると共に、当所一般会計からの支出を行いこれに充てる。
(但し、企業負担金については、年により変動することがある。)
6. その他疑義の生じた場合は、表彰審査委員会において協議し、会頭がこれを決する。



ココロあれあう町で
はちぶらしよう!

近江八幡商工会議所

令和5年度

近江八幡商工会議所商工優良従業員表彰被表彰該当者申請書

令和 年 月 日

近江八幡商工会議所 会頭 尾賀康裕様

(申請者) 所在地

事業所名

代表者名

印

電話

下記の者を、商工優良従業員表彰の該当者と認め申請します。

表彰の種類	一般表彰		特別表彰	
	(10年以上—2014年3月1日以前より勤務)		(30年以上—1994年3月1日以前より勤務)	
ふりがな		生年月日	S H	年月日生 (満才)
氏名	(男・女)			
現住所				
事業所名		事業所所在地		
過去における受賞歴		就職年月日		
従業員数		推せん順位		
経歴 (職歴)		勤続年数	満年月	
推せん理由 (具体的に)				

※勤続年数の計算は、当該年度の2024年3月1日現在を基準日としてください。

※多数の場合はコピーをして下さい。

※ご記入いただきました、氏名・事業所名等の情報及び、表彰式の集合写真は、当所の会報・事業報告書に掲載させていただきますので、どうかご了承ください。

※申請締切日 2月5日(月)